

報告第8号

専決処分の報告について

道路環境整備工事（宮益坂）その2請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 契約の件名 道路環境整備工事（宮益坂）その2
- 2 契約の相手方 渋谷区神宮前四丁目1番15号  
東栄建設株式会社  
代表取締役 後藤 五十里

3 専決処分事項

契約金額の増額

専決処分前の契約金額	482,900,000円
専決処分後の契約金額	486,675,200円
専決処分した契約金額の増額	3,775,200円

- 4 専決処分年月日 令和8年3月25日